



遠賀町議会議員政治倫理条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成28年12月16日

遠賀町議会議長

古野 修

## 遠賀町議会規則第1号

### 遠賀町議会議員政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、遠賀町議会議員政治倫理条例（平成28年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(町工事等の請負契約に関する辞退届)

第2条 条例第4条第3項に規定する辞退届は、辞退届提出書（様式第1号）及び辞退届（様式第2号）により行うものとする。

(調査請求)

第3条 条例第5条の規定に基づき調査を請求しようとする町民及び議員の代表者（以下「調査請求代表者」という。）は、調査請求書（様式第3号）に必要事項を記入し、請求者署名簿（様式第4号）及び疑義を証する資料を添えて議長に提出しなければならない。

2 議長は、町民から前項の調査請求書の提出があったときは、直ちに遠賀町選挙管理委員会に対し、調査請求代表者及び請求者署名簿に記載された者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を求めるものとする。

(調査請求書の不備等の補正)

第4条 議長は、提出された調査請求書、報告書の記載事項及び添付書類の内容について点検し、調査請求に不備があると認めるときは、おおむね10日間の期間を定めて、調査請求代表者にその補正を求めることができる。

(調査請求の却下)

第5条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、調査請求を却下することができる。

(1) 前条の規定により補正を命じられた者が補正に応じないとき。

(2) 前条に規定する期間内に補正がなされないとき。

2 議長は、調査請求を却下する場合、書面により調査請求代表者に通知するものとする。

(政治倫理審査会の運営等)

第6条 条例第6条に規定する遠賀町政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審査会の傍聴は、遠賀町議会傍聴規則（昭和 62 年規則第 2 号）の規定を準用する。
- 6 審査会の庶務は、議会事務局において処理する。  
（調査結果の報告）

第 7 条 条例第 9 条第 1 項に規定する調査結果の通知は、調査結果通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

- 2 条例第 9 条第 3 項の規定に基づく調査結果等の公表は、遠賀町役場前掲示板に掲示することにより行うものとする。  
（調査報告書の閲覧等）

第 8 条 調査報告書の閲覧は、議長が審査会から調査報告書の送付を受けた日の翌日からすることができる。

- 2 閲覧は、議長が指定する場所で執務中に行うものとする。  
（説明会の開催）

第 9 条 議長は、条例第 11 条の規定による説明会を開催するときは、開催日の日時及び場所その他必要な事項を開催日の 7 日前までに告示しなければならない。

- 2 前項の規定による説明会の開催請求は、説明会開催請求書（様式第 6 号）により行うものとする。なお、町民が開催請求をする場合は、開催請求をしようとする町民の代表者（以下「開催請求代表者」という。）が説明会開催請求書に請求者署名簿（様式第 4 号）を添付のうえ、提出するものとする。
- 3 議長は、町民から前項の説明会開催請求書の提出があったときは、直ちに遠賀町選挙管理委員会に対し、開催請求代表者及び請求者署名簿に記載された者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を求めるものとする。
- 4 議長は、第 2 項に規定する開催請求を受けたときは、開催請求をした調査対象議員又は開催請求代表者に対して、説明会開催・非開催決定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。
- 5 調査対象議員は、やむを得ない理由により説明会に出席できないときは、議長にその 2 日前までに弁明書を提出するものとする。
- 6 議長は、前項の弁明書が提出されたときは、その旨を告示するものとする。  
（委任）

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。